

企画競争に係る再公示

次のとおり、企画競争について再公示します。

平成26年3月20日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 稲原 俊浩

1 企画競争に付する事項

- (1) 件名 精神障害者等雇用促進モデル事業（中国ブロック）
- (2) 事業主体 広島労働局職業安定部職業対策課
- (3) 事業の趣旨

精神障害者については、就労意欲の高まりが見られる中、平成25年障害者雇用状況報告によれば、従業員50人以上の企業で雇用されている精神障害者は約2万2千名となっており、一定の増加は示しているものの、企業においては精神障害者の雇用についてのノウハウが乏しく、そのために精神障害者の雇用を躊躇する現状がある。

一方、平成25年6月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）」により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加えられることに併せ、発達障害が法の上で明確に位置づけられたことにより、精神障害者及び発達障害者（以下「精神障害者等」という。）のさらなる雇用促進が求められている。

そこで、精神障害者等を雇用する前段階において必要とされる精神障害者等の障害特性に応じた職域開拓や精神障害者等に対する支援体制の整備等について、精神障害者等の雇用に取り組む意欲のある企業に委託することにより、精神障害者等の雇用・定着のノウハウを構築し、精神障害者等の雇用に対する取組を支援する。さらに、事業を実施した企業からの精神障害者等の雇用・定着に係る報告をもとに、その好事例やノウハウを他の企業に広く周知することにより、精神障害者等の雇用を促進する。

(4) 事業の内容

(3)の趣旨に沿って各企業の創意工夫により以下のような事業を行うこととする。

なお、⑧の報告書の作成は事業終了年度に必ず実施すること。

- ① 精神障害者等の雇用に関する職場内の理解促進に資する事業
- ② 精神障害者等が働きやすい雇用管理制度の導入
- ③ 精神障害者等の障害特性に応じた職域の開拓
- ④ 職場におけるサポート体制の整備
- ⑤ 地域の保健・医療・福祉施設等との連携体制の構築
- ⑥ 精神障害者等が働きやすい職場環境の整備
- ⑦ 新規雇用した精神障害者等に対する研修の実施

⑧ 事業実施により構築した精神障害者等の雇用・定着ノウハウに係る報告書の作成

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 過去3年間に於いて、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(5) 精神障害者等の雇用の経験やノウハウが十分ではないこと。具体的には、企画競争参加申込み時点において、常用雇用精神障害者数が原則として10人未満であること。

(6) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の3第5号に規定される中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を受給していない事業主であること。ただし、支給申請中である又は事業実施期間中に支給申請予定のものを含む。

3 契約候補者の選定方法

「精神障害者等雇用促進モデル事業（中国ブロック）企画書募集要領」及び「精神障害者等雇用促進モデル事業（中国ブロック）企画競争仕様書」に基づき、提出され

た企画書等について評価を行い、契約候補者として2者を選定する。

内容について別途協議する。

4 募集要領及び仕様書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月20日(木)～4月17日(木) 10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F
広島労働局職業安定部職業対策課
高齢・障害者雇用対策係
担当:田辺 克也 ・ 阿部 達志
TEL:082-502-7832 FAX:082-502-7835

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、企画競争に係る説明会を実施する。

- (1) 日時 平成26年4月15日(火) 14時00分
- (2) 場所 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F
広島労働局職業安定部会議室

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成26年4月18日(金)までの10:00～17:00
- (3) 回答 募集要領を配布した者全員に対してFAXにて回答する。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年4月21日(月) 17時00分
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)または郵送とする。

8 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 会計法29条の9の規定に基づき、企画書提出者の契約金額の100分の10を支払うこととする。但し、企画書提出時に資格審査結果通知書(全省庁統一)の写しを提出した場合に限り免除できるものとする。
- (3) その他 詳細は、「精神障害者等雇用促進モデル事業(中国ブロック)企画書募集要領」及び「精神障害者等雇用促進モデル事業(中国ブロック)企画競争仕様書」による。
- (4) 平成26年度予算が平成26年4月1日までに成立しなかった場合には、事業の

【本件担当、連絡先】

住所:〒730-0013
広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F
担当:広島労働局職業安定部職業対策課
高齢・障害者雇用対策係
担当 田辺 克也 ・ 阿部 達志
電話:082-502-7832
FAX:082-502-7835